

入院時食事療養費・生活療養費

【食費・居住費の標準負担額】 令和8年6月1日から

所得区分		1食あたりの食費	1日あたりの居住費 (注5)
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ		550円 (注1)(注2)	430円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)		270円 (注3)	430円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		160円 (注4)	430円
	老齢福祉 年金受給者	130円	0円

(注1) 一部医療機関では510円の場合もあります。

(注2) 指定難病の人は330円です。

(注3) 所得区分が「低所得者Ⅱ（過去12か月で90日を超える入院）」であり、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など）の食事代は1食220円です。

なお、長期入院日数届書を提出し、認定を受ける必要があります。

申請月以前の12か月間で低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）であった期間内の入院日数が90日を超える場合は、お住まいの市町村の担当窓口に入院日数の分かる医療機関の領収書などを添えて届け出てください。なお、長期入院該当日は、届出日の翌月1日となります。

岡山県の後期高齢者医療制度に加入される前の保険で、低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）（70歳未満の場合は住民税非課税者等の区分）であった期間の入院日数についても、90日の算定期間に含めることができます。ただし、入院期間のうち医療保険給付外の入院（介護型療養病床の入院、介護施設の入所等）は対象外です。

(注4) 入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など）の食事代は、1食130円です。

(注5) 指定難病の人などの居住費は0円です。